

平成24年給与勧告 のポイント



さいたま市つなが竜ヌゥ

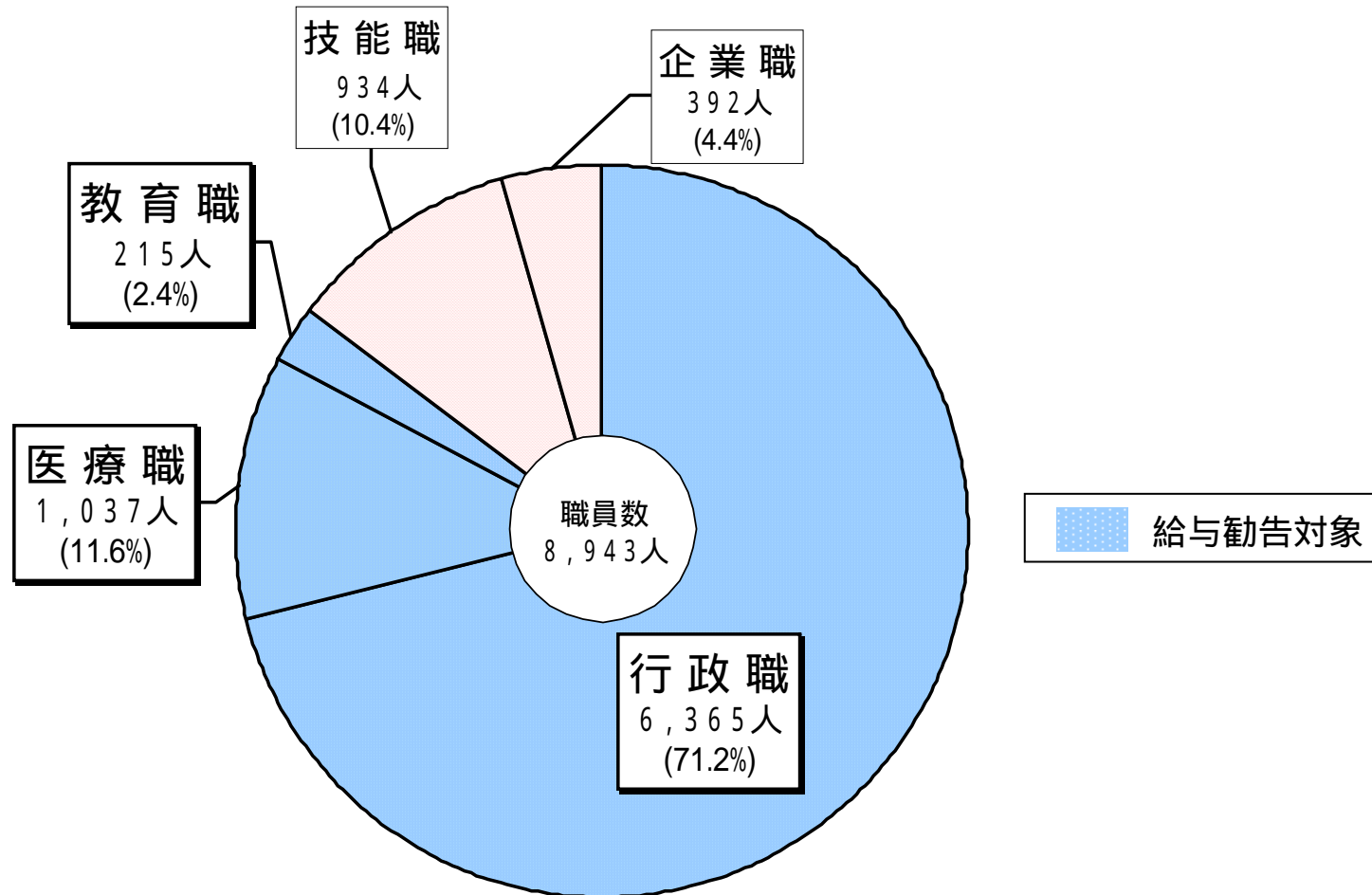
平成24年9月
さいたま市人事委員会

目次

| | |
|--------------------------|---|
| 給与勧告の対象職員 | 1 |
| 給与勧告の手順 | 2 |
| 民間給与の調査 | 3 |
| 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較) | 4 |
| 民間給与との較差に基づく給与改定 | 5 |
| 本年の給与改定 | 6 |
| 昇給制度の改正 | 7 |
| 最近の給与勧告の実施状況(行政職給料表) | 8 |
| 【参考】 地域別の民間給与との較差(国家公務員) | 9 |

給与勧告の対象職員

さいたま市人事委員会の給与勧告の対象となるのは、行政職・医療職・教育職の7,617人です。



注1 教育職は、埼玉県条例が適用されるため、埼玉県人事委員会の勧告によっています。

注2 このほか、特定任期付職員・再任用職員についても、給与勧告の対象職員です。

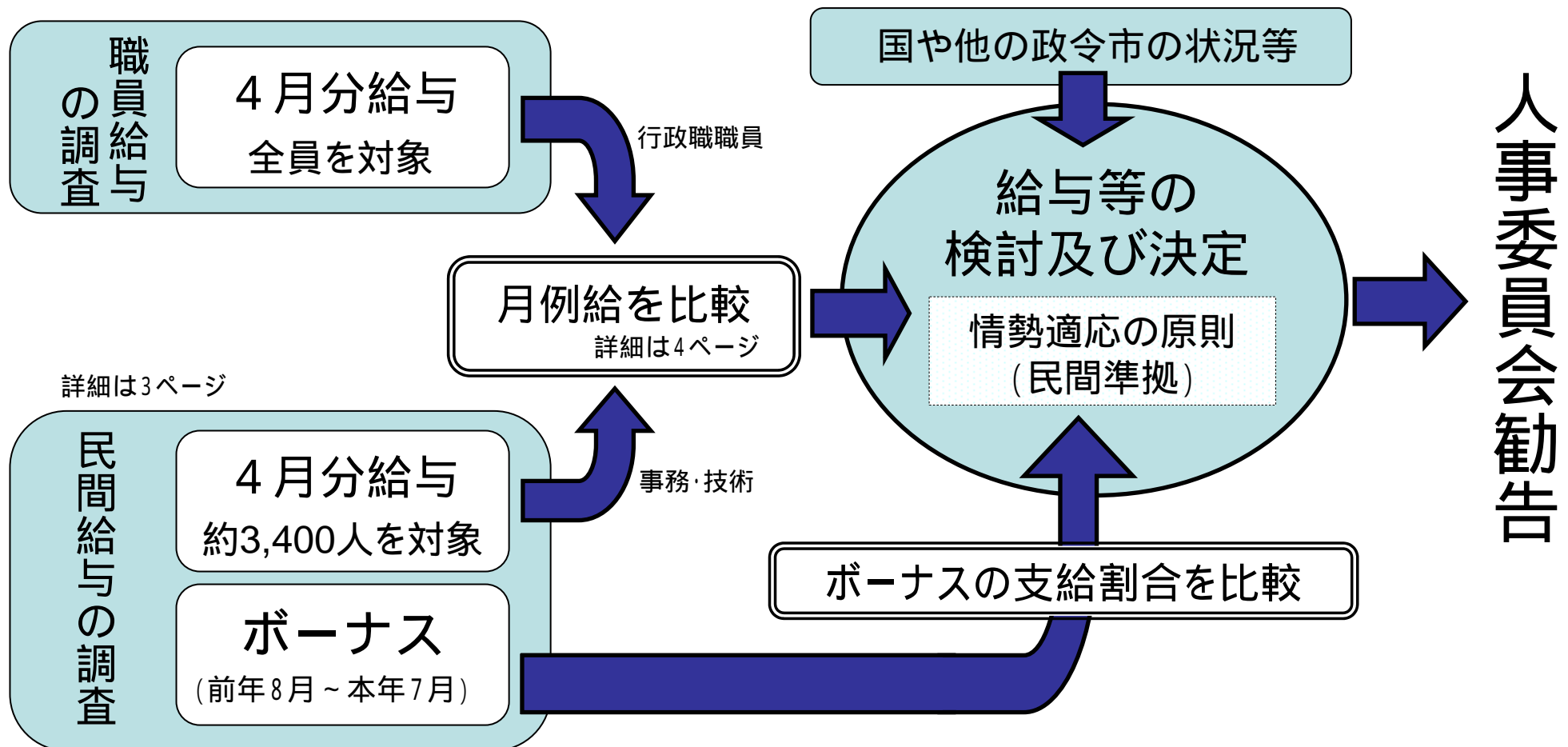
給与勧告の手順

(1) 4月分の月例給を比較

さいたま市職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査し、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

(2) ボーナスを比較

民間のボーナス(前年8月から本年7月まで)の支給実績を正確に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



民間給与の調査

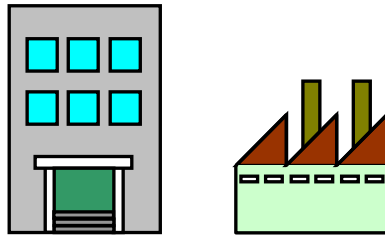
さいたま市人事委員会では、職種別民間給与実態調査を人事院(国の機関)、他の人事委員会(都道府県、政令市等の機関)と共同で実施し、民間従業員の給与を調査しました。

平成24年職種別民間給与実態調査

(H24.5.1～6.18に実施)

調査対象の事業所

(いわゆる正社員が50人以上の事業所)



市内374事業所中

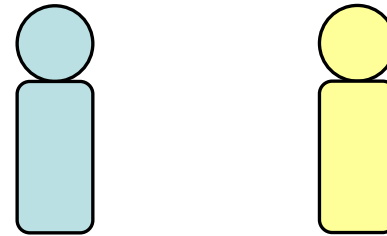
100事業所

事業所ごとのボーナスの調査

(H23.8～H24.7支給分)

調査した従業員

(パート・アルバイト・契約社員などを除きます。)



事務・技術

3,239人

医療・教育等

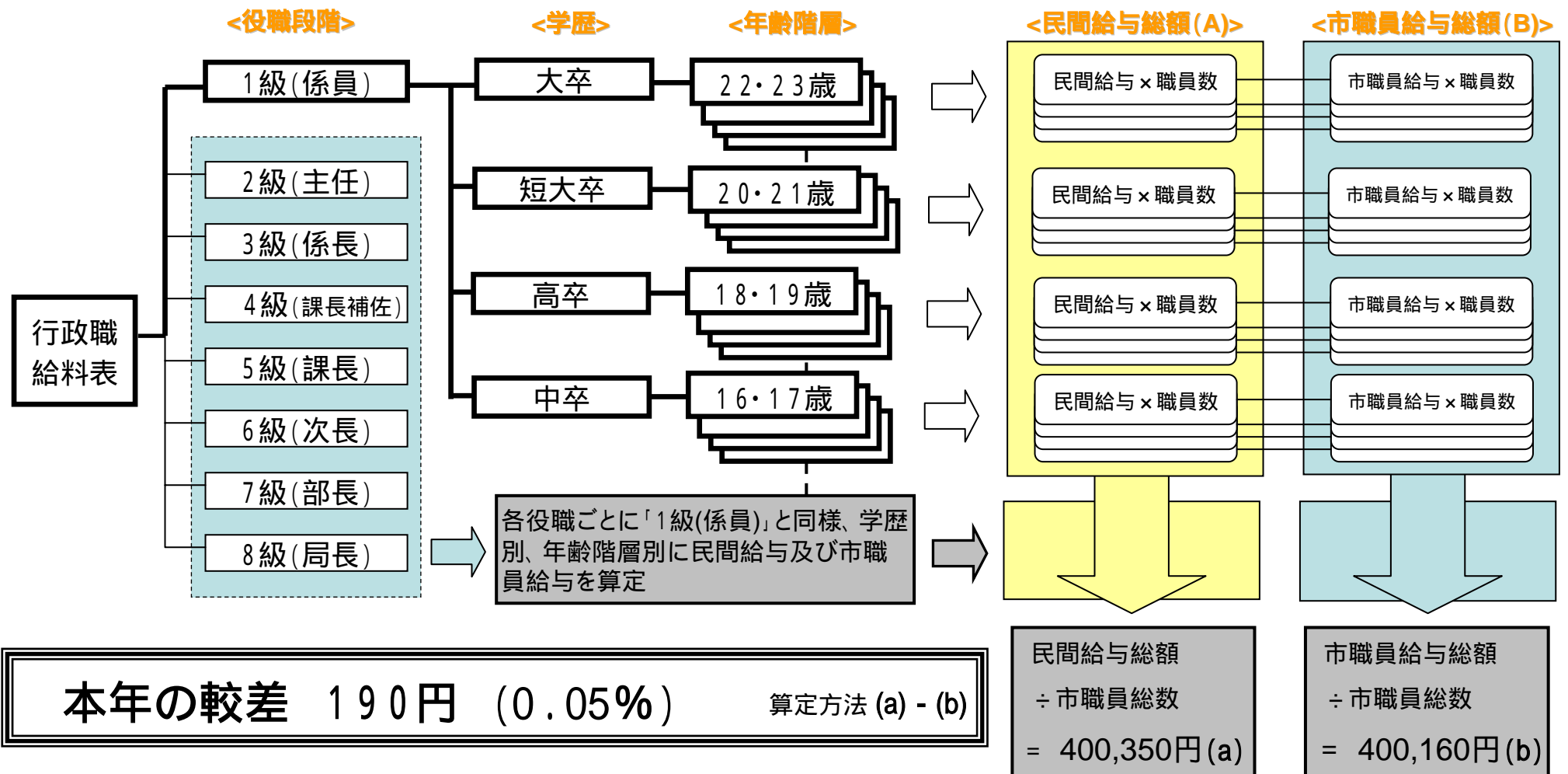
190人

従業員ごとの4月分給与の調査

民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

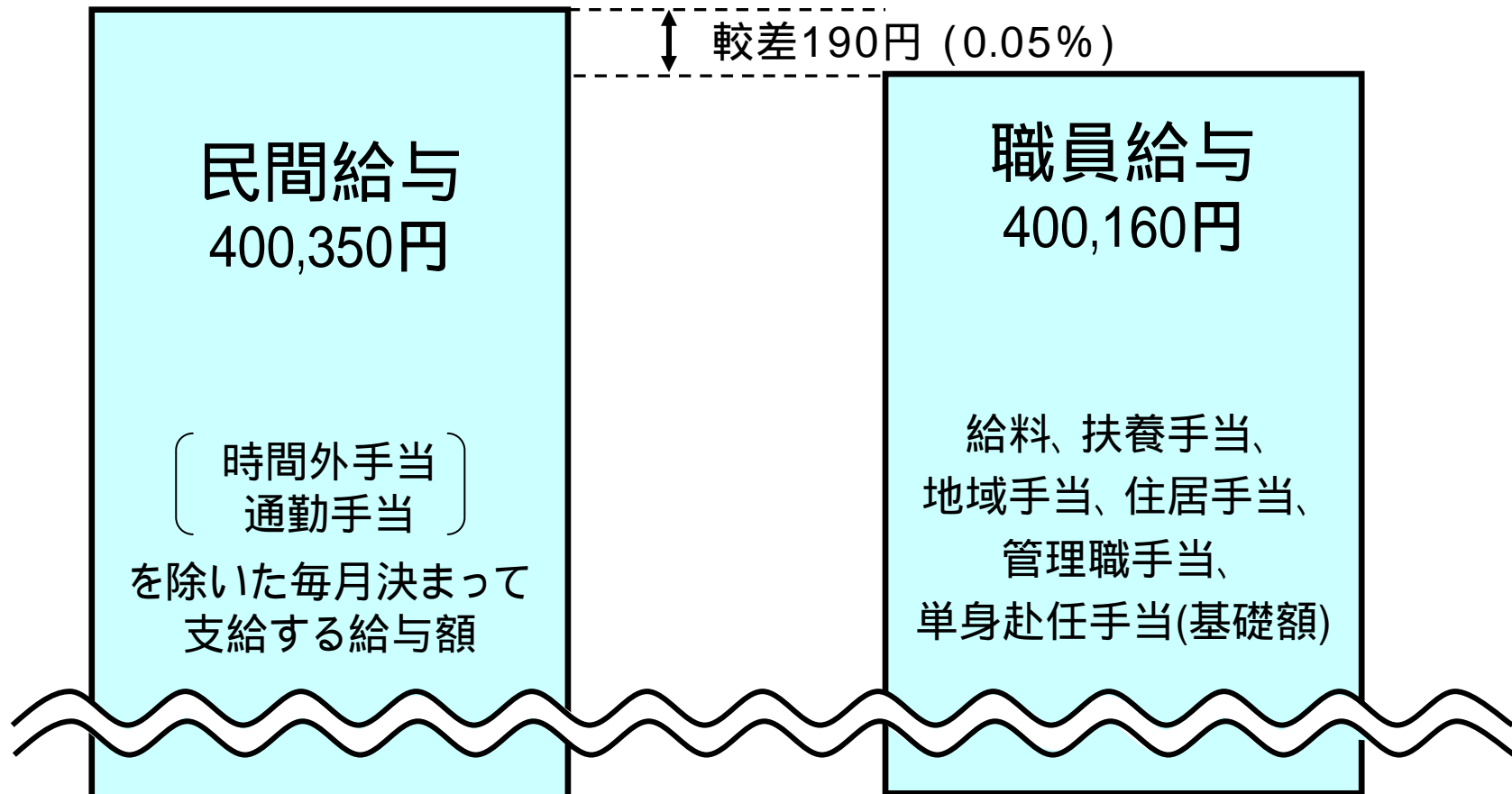
月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の市職員に民間の給与額を支給した場合の支給総額(A)と、現に支払っている支給総額(B)とを比較して、どの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、役職段階、学歴、年齢階層別の市職員の平均給与と、同条件の民間の平均給与のそれぞれに市職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



民間給与との較差に基づく給与改定

本年の民間給与との較差は、190円(0.05%)と極めて小さいため、月例給与の改定は見送りとしました。



本年の給与改定等

1 月例給

- ・ 本年の調査結果から、公民較差は極めて小さいため、改定なし

2 特別給(ボーナス)

- ・ 本年の調査結果から、均衡しているため、改定なし

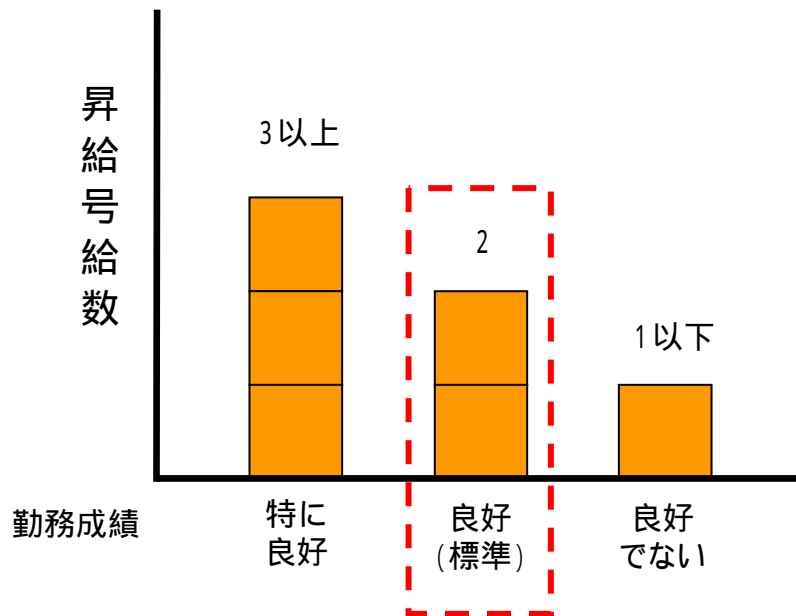
3 昇給制度の見直し

- ・ 55歳を超える職員については、標準の勤務成績では昇給停止
- ・ 実施時期は、平成25年4月1日 詳細は7ページ

昇給制度の改正

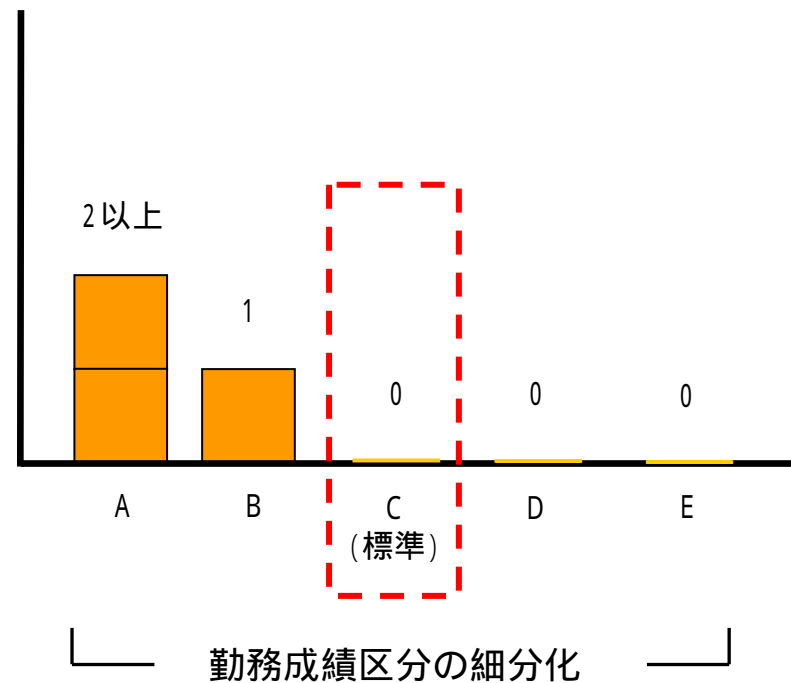
年功的な給与上昇の抑制を推進する観点から、55歳を超える職員についての昇給制度を改正します。(実施時期は、平成25年4月1日)

【55歳超・現行】



【55歳超・改正後】

- ・標準の勤務成績(C)では、昇給しません。
- ・標準より良好な勤務成績(A・B)では、昇給を抑制します。



最近の給与と勧告の実施状況(行政職給料表関係)

さいたま市職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、平成19年を除き、月例給若しくは特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いています。

| | 月例給(公民較差) | | 特別給(ボーナス) | | 平均年間給与 | |
|-------|-----------|--------|-----------|--------|---------|--------|
| | 額 | 率 | 年間支給月数 | 対前年比増減 | 増減額 | 率 |
| 平成15年 | 4,898 円 | 1.13 % | 4.40 月 | 0.25 月 | 18.3 万円 | 2.57 % |
| 平成16年 | 据置き | | 4.40 | - | - | - |
| 平成17年 | 1,921 | 0.45 | 4.45 | 0.05 | 1.0 | 0.15 |
| 平成18年 | 459 | 0.11 | 4.45 | - | 0.8 | 0.11 |
| 平成19年 | 259 | 0.06 | 4.50 | 0.05 | 2.6 | 0.37 |
| 平成20年 | 据置き | | 4.50 | - | - | - |
| 平成21年 | 791 | 0.19 | 4.15 | 0.35 | 15.6 | 2.33 |
| 平成22年 | 1,179 | 0.28 | 3.95 | 0.20 | 10.2 | 1.56 |
| 平成23年 | 1,213 | 0.30 | 3.95 | - | 10.2 | 1.56 |
| 平成24年 | 据置き | | 3.95 | - | - | - |

【参考】 地域別の民間給与との較差（国家公務員）

| 地 域 | 民間給与 | 国家公務員給与 | 民間給与との較差 |
|--------|----------|----------|--|
| | | | $\left[\frac{\quad}{\quad} \times 100 \right] \%$ |
| 全国 | 401,516円 | 401,789円 | 0.07% |
| 北海道・東北 | 378,818円 | 388,218円 | 2.42% |
| 関東甲信越 | 418,240円 | 414,730円 | 0.85% |
| 東京都 | 433,426円 | 428,179円 | 1.23% |
| 中部 | 390,957円 | 393,263円 | 0.59% |
| 近畿 | 388,927円 | 394,496円 | 1.41% |
| 中国・四国 | 386,692円 | 387,729円 | 0.27% |
| 九州・沖縄 | 385,611円 | 390,864円 | 1.34% |

注 民間給与との較差は、給与減額支給措置による減額前のものです。

【出典：人事院 平成24年職員の給与に関する報告】